

保護者各位

社会福祉法人堺常磐会
理事長 矢追 正典
園長 森本 優子

－緊急事態宣言解除に向けてのお知らせ－

長期に亘る家庭保育のご協力ありがとうございます。緊急事態宣言が延長となる一方、大阪モデルが示されたり、解除に向けての動きも出てきました。目下、感染リスクの防止と社会・経済活動再開に向けてとの相矛盾する事象に頭を痛めております。しかしながら、私たちは新型コロナ感染症が存在する時代の中で、新たに知恵と工夫を見出し、生きてゆかねばなりません。

そこで、緊急事態体制から通常（新）体制に変わる際の各種混乱の解消および子ども達の心身の良好な成長を考えて、諸般の状況により、期日、期間、内容は変更をきたすこともあります。 「前向きな心の準備を」いたしたく、ご理解の程よろしく願いいたします。

記

● 国の緊急事態宣言中に、堺市における「原則休園措置」が、解除（5月中旬）され、「登園自粛要請」へ移行された場合

* 今現在、「保育利用申請書」に記された日程で利用されている方は、引き続き保育いたしますが、変更になる場合は、事前にご連絡ください。

* 休園措置解除と同時に就業が開始になる方は、保育利用の前日までにご連絡をください。

* 休園措置解除になっても、緊急事態宣言発令中は、原則家庭保育（登園自粛要請）となっておりますので、ご家族のどなたかが在宅勤務や休業、また育児休暇中の方は、家庭保育や短時間保育（午前8時～午後18時まで）へのご協力をお願いいたします。

* 送迎の際、保護者の皆様はマスクの着用をお願いいたします。
園児には強要しませんが、着用の場合は、必ず記名してください。

* 園児はもちろん、保護者の皆様にも発熱や咳、風邪症状がある場合は、お預かりすることはできません。登園前の検温、登園時に体調確認表への記入をお願いいたします。

● 国の緊急事態宣言が解除（5月末日）された場合

* 通常保育を開始いたします。出来るだけ、「3密」にならないよう配慮しながら保育を行いますが、完全に園での集団生活の中で感染リスクがゼロになったわけではありません。集団生活に不安を感じる方は、家庭保育をしていただいても結構です。

* 解除されれば、考えられる限りの最善の対策は講じ、努力いたしますが、完全な安全が確保された上での保育ができるとは限りません。お預かりする際に、「同意書」の提出をお願いすることになります。

以上、当法人の、緊急事態宣言が解除された場合を想定しての措置です。その都度臨機応変に対応していく所存ですので、何卒ご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。また、行政の新たな方針が示され次第、追ってご連絡いたします。